

議案第131号

債権の放棄について（人事室関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 堺市北区百舌鳥本町3丁538番地48
高橋 伸二
- 2 債 権 の 内 容 退職手当の返納命令に基づく返納金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 金1,942,705円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が死亡し法定相続人が存在せず、当該債権の弁済を受け
ることができる見込みがないため

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する退職手当の返納命令に基づく返納金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。